

千葉県こども・若者みらいプラン(原案)に関する意見の概要と県の考え方

施策の方向と具体策について（施策Ⅰ-4-①「こどもの貧困対策」関係）

意見概要	県の考え方	施策番号
こども食堂、フードバンクの支援を受けたいが、近くになく、車もないため利用できない。各集合住宅に1つは設けてほしい。	こども食堂は、民間の自主的な取組のため、県では立ち上げの相談や個々のこども食堂を支えるネットワークの構築等の支援を、千葉県こども食堂サポートセンターで行っていきます。 フードバンクについては、その活動を県内各地域に拡げていくため、県において地域の拠点となるフードバンクの設置等に対する補助を実施しており、引き続き活動の円滑化を支援してまいります。	Ⅰ-4-①
原案80ページ 「精神的にも経済的にも親の支援を受けられない状況に」陥らせている根本原因が児童相談所による千葉県政にある。 直ちに、「親子が希望すれば児童相談所は親子に面会通信を行わせなければいけない」という至極当然のこどもの権利擁護の方針を千葉県児童相談所に示す必要がある。	当該記載は、様々な状況により貧困状態にあるこどもについて、各種施策を展開していく上で特に留意すべき観点の一つとして、社会的養護を受けるこどもの多くは親の支援を受けられない状況にあるため貧困対策の観点からも特に留意する必要があることに言及したものであり、児童相談所における親子面会等に関して意図した記載はありません。	Ⅰ-4-①
原案82ページ 児童相談所の支援が支援になっていない問題がある。 こども・保護者・家庭が望んでいない措置として、児童相談所がこどもを家庭から切り離すと脅迫・強要のような対応をしている事実に対して千葉県こそ「気づき」が必要。与えられるものが支援ではなく「切れ目ない脅迫と強要」では県民が貧困を隠すのは当たり前。 支援の中身に対して、実際に支援を受けたこども・保護者・家庭の意見を聞く窓口を設け、千葉県の支援の結果内容について具体的に公に示し、改善点を認識する必要がある。 こどもの貧困に対して解決に必要なのは、支援サービスの利用などではなく、育児世帯への金銭的支援である。 支援サービスの拡充＝重税化はこども貧困の解決とは真逆の作用になることを、理解する必要がある。 役に立っていない相談窓口の運営や、成果が確認されていないNPO団体などへの予算ばら撒き、児童相談所への権限一任などの政策を廃止することが望ましい。	「気づき」に関する当該記載は、貧困状態にある家庭を支援サービスや経済的支援等につなぐため、早期に貧困の端緒を把握する必要性に言及したものであり、児童相談所による親子分離を意図した記載ではありません。 育児世帯への金銭的支援については、県においても、こどもの貧困対策を推進にする上で重要なものと認識しており、計画では「経済的支援」や「生活の安定に資するための支援」も含めて貧困対策における重点施策を位置づけています。これらの施策を総合的に推進することにより、効果的な支援を図ってまいります。	Ⅰ-4-①

意見概要	県の考え方	施策番号
原案86ページ (1) 相談支援について ①不要です。相談では解決しないので、やるべきではない。 ②試験運用段階のAI福祉相談チャットは「役所のたらい回し」をbotにやらせてるだけの低レベルなものになっている。予算の無駄で、やるべきではない。 ③結果に責任を持たない役所の相談支援では低レベルすぎて解決しない。やるべきではない。 ④支援の中身が結局、児童相談所による脅迫的な親子分離の強要になっている。やるべきではない。	①貧困状態にある家庭では、困り事や悩みごとの相談相手がいないことで情報が届かず、経済的支援やサービスの利用につながらないまま問題が長期化・深刻化していくおそれもあることから、これらの支援につなぐ役割を有する相談支援は重要なものと認識しています。 ②福祉分野における生成AIを活用したチャットボットについては、試験導入を通じて相談への応答状況等を検証したところであり、今後も更なるシステム改善を進め、より適切な相談窓口を案内できるよう対応してまいります。 ③こどもの貧困の解消に向けては、その家庭の課題を早期に把握し、必要に応じて支援機関や支援制度を紹介することにより、適切な支援につないでいく必要があります。こども家庭センター等も重要な役割を有しているものと認識しています。 ④当該記載は、貧困状態にある家庭を支援サービスや経済的支援等につなぐため、早期に貧困の端緒を把握する必要性に言及したものであり、児童相談所による親子分離を意図した記載ではありません。	I-4-①
原案86ページ (3) 居場所と支援の連携について ②児童相談所の措置が原因で不登校になり、結果こどもの居場所を奪っているのが今の千葉県政であることに注意が必要。支援機関（児童相談所）との連携があればなおさら、こどもの居場所にはなり得ない。	「第4章 I-4-①こどもの貧困対策」の当該記載は、地域の居場所を利用しているこどもやその家庭が、支援を要する貧困状態にある場合に、適切な支援を受けられるよう、地域の居場所が生活困窮者支援の機関等と連携することを意図したものであり、児童相談所の措置を意図した記載ではありません。	I-4-①
原案86ページ (4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援について ①「家庭で適切な養育が受けられないこども」について。 「根拠のない虐待のおそれ」によって「家庭で適切な養育が受けられない」と児童相談所が認定している事実が多数ある。司法が調査事実やこどもの意見を無視し、根拠のない児童相談所の申立を尊重してしまい、施設入所を承認してしまっている問題がある。多くのこどもは「家庭で適切な養育を受けられるにも関わらず、里親や児童養護施設に分離されてしまったこども」である実態に対して速やかに第三者機関による実態把握が必要。 必要なのは、里親や児童養護施設等のこどもへの支援ではなく、こどもが希望する生活において、その生活を妨害しないこと。	当該記載は、様々な状況により貧困状態にあるこどもについて、各種施策を展開していく上で特に留意すべき観点の一つとして言及したものであり、児童相談所の対応を意図した記載ではありません。	I-4-①

意見概要	県の考え方	施策番号
原案86ページ 子供の貧困の問題の根底にある、日本の経済状況について、改善することを考えないと、変わらないと思う。	こどもの貧困問題は、雇用情勢や物価高騰など、社会経済情勢の影響を大きく受けるものと認識しており、これらの動向も注視しながら、施策を推進してまいります。	I-4-①
私は子どもの多い家庭の養育費・学費を安くしてほしい。	令和7年4月1日より、高等学校等就学支援金制度は、所得制限の撤廃が予定されており、今後は、生徒の保護者等の年収によらずに就学支援金の給付が可能となる予定です。 所得が少ない世帯で、高等学校や大学等に入学・就学する資金を必要とする生徒・学生に対しては、社会福祉協議会においてこれらの費用の貸付制度を実施しています。	I-4-① Ⅲ-③